



前略 いつもお世話になっております、今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

扶養控除、配偶者控除、非居住者について

1. 扶養控除とは

年間所得金額が48万円以下の親族(親、子、兄弟等)の生活を金銭的に支援している場合には、その方を扶養親族として扱います。その扶養親族の年齢等の条件によって下記の扶養控除が受けられます。

扶養者の年齢	対象者区分	所得税控除額	住民税控除額
16~18歳	一般の控除対象扶養親族	38万円	33万円
19~22歳	特定扶養親族	63万円	45万円
23~69歳	一般の控除対象扶養親族	38万円	33万円
70歳以上	老人扶養親族(同居)	58万円	45万円
70歳以上	老人扶養親族(別居)	48万円	38万円

2. 配偶者控除とは

配偶者の生活を金銭的に支援している場合には、その方を扶養親族と同様の控除対象配偶者として扱います。その配偶者の収入や本人の収入によって、下記の配偶者控除以外にも配偶者特別控除が受けられます。



3. 非居住者の扶養控除について(令和5年分から改正)

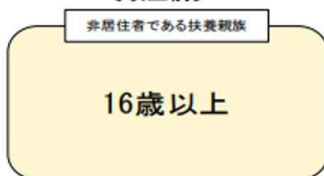
年間所得金額が48万円以下の親族(親、子、兄弟等)の生活を金銭的に支援している場合には、その方を扶養親族として扱います。その扶養親族の年齢等の条件によって上記(1.)の扶養控除が受けられますが、非居住者は厳しい条件があります。

30歳~70歳の非居住者(外国に住んでいる人)については、**年間38万円以上の送金証明**がないと扶養親族になりません。

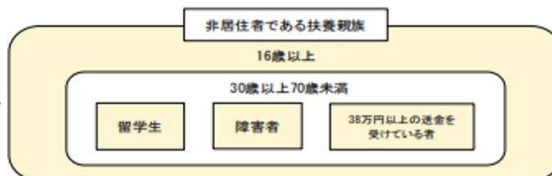
16歳~30歳、70歳以上の非居住者については**親族関係書類**と**送金関係書類**があれば扶養親族になります。

ただし一時帰国した際に生活費等を現金で非居住者である親族に渡している場合などは、送金証明書がないことになり、**扶養控除等の適用は受けることができません。**

【非居住者である扶養親族に係る扶養控除の適用要件】
〔改正前〕



〔改正後〕



...扶養控除の対象 ...扶養控除の対象外

【非居住者である扶養親族が30歳以上70歳未満の場合の源泉徴収事務における確認書類】

	留学生	障害者	38万円以上の送金を受けている者
確認書類	留学ビザ等相当書類	—	38万円以上の送金関係書類
確認時期	扶養控除等申告書を受領する時	—	年末調整を行う時

(注) 扶養控除等申告書を受領する時の親族関係書類及び年末調整を行う時の送金関係書類の確認については、現行のとおり必要となります。ただし、年末調整を行う時に38万円以上の送金関係書類の確認をする場合には、現行の送金関係書類の確認をする必要はありません。